

## 第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更
(宛先) 京都府知事		平成26年9月18日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区神田錦町1丁目1番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ミニストップ株式会社 代表取締役社長 宮下 直行

主たる業種	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)					細分類番号	5	8	9	1
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号									
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで									
基本方針	1. 排出抑制に向けた組織をつくり運用します。2. 排出抑制に向けて意識向上を目的とした従業員教育を継続し、実行します。3. トップランナー方式による店舗内設備機器の積極的導入を図ります。4. 加盟店、取引先、お客さま等の利害関係者と共に排出抑制に取組みます。									
計画を推進するための体制	エネルギー管理統括者の下、関係部署が中心となり、地球温暖化対策を推進しています。当社独自のマネジメントシステムを展開し、温室効果ガスの削減に努めています。									
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (23~25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率			
	事業活動に伴う排出の量	3,578.6 トン	3,668.0 トン	3,757.5 トン	3,846.9 トン	5.0 パーセント				
	評価の対象となる排出の量	3,501.4 トン	3,613.5 トン	3,703.0 トン	3,792.4 トン	5.8 パーセント				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠		平均稼動店舗数を毎年1店舗増と見込み算定する。既存店・新店のファサード看板などのLED照明への変更、高効率の空気調和設備・冷蔵冷凍設備の導入などで、1店舗あたりの年間平均電気使用量を平成25年度並みの174,054kWhとする。							
	事業の川に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率			
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (当年度平均稼動店舗数)	89.47	88.47	87.47	86.47	-2.24 パーセント			
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント			
原単位の指標及び目標の根拠		店舗は同じパッケージであり、導入する設備機器も同じ仕様が多く、エネルギー使用量にはほとんど差がないため、原単位を稼動店舗数とする。既存店・新店のファサード看板等のLED照明への変更、高効率の空気調和設備・冷蔵冷凍設備の導入などで、原単位を毎年1%削減する。								
重点的に実施する取組の実施計画			基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考			
		25.0 パーセント	37.0 パーセント	37.0 パーセント	75.0 パーセント					
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度		ファサード看板をLED照明に交換、高効率の空気調和設備および冷蔵冷凍設備を導入							
	(27) 年度		ファサード看板、投光機をLED照明に交換、高効率の空気調和設備および冷蔵冷凍設備を導入							
	(28) 年度		ファサード看板、投光機、ポール看板、突き出し看板をLED照明に交換、高効率の空気調和設備および冷蔵冷凍設備を導入							
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	京都府内に事務所が無いため自己の自動車等での通勤は発生しない。但し、店舗の経営指導のため、ストアードバイザーが自宅から京都府内の店舗を軽自動車(社有車)で巡回する。								
上記の措置を採用する理由		京都府内に事務所開設の予定がないため、上記の状況は変わらない。								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考					
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン						
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	36.3 トン	36.3 トン	36.3 トン						
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン						
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン						
	合計	54.5 トン	54.5 トン	54.5 トン						
地球温暖化対策に資する社会貢献活動										
特記事項	平成26年3月末時点で、京都府内の7店舗に太陽光発電設備を設置している。平成26年4月以降、京都府内の店舗に太陽光発電設備を設置する予定はない。尚、7店舗の年間売電量は、70,679kWh(関西電力排出係数0.514を乗算し、36.3t-CO <sub>2</sub> )と予測している。(別紙参照)									

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。